

奥出雲町と島根大学教育学部との幼児教育に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学教育学部（以下「乙」という。）とは、幼児教育に係る連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の信頼関係に基づき、幼児教育に係る連携を深めることによって、双方の教育・研究の充実、発展につなげることを目的とする。

（連携項目）

第2条 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 教員の派遣
- (2) 幼児教育に関する研究
- (3) 幼児教育に関する修養
- (4) 幼児教育に関する環境整備
- (5) その他、前条の目的を達成するために双方が協議し同意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、具体的な内容については、別途取り決めるものとする。

（協定の変更及び終了）

第3条 本協定の期限は原則3年とし、継続の必要がある場合は甲及び乙が協議する。また、本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、本協定を変更し、途中で終了させることができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項についての連携に当たり知り得た情報を、本協定が効力を有する期間はもとより、本協定終了後においても、漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義等が生じた事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月13日

甲 奥出雲町長・学校法人仁多学園理事長

乙 国立大学法人島根大学教育学部長

糸原 保

川路 澄人